

令和7年2月期 木城町農業委員会定例総会議事録

開催期日	令和7年2月28日（金）午前8時55分～10時30分まで
出席委員	（農業委員 7人） 1番：久保 一美 2番：後藤 ミホ 3番：上川 安博 5番：曾我 広 6番：黒木 清澄 7番：西 哲郎 8番：亀長 亜由美 （農地利用最適化推進委員 7人） 國岡 伸二 永友 秀仁 吉岡 定男 久保田 博文 田村 和之 永友 文法 永友 正
欠席委員	（農業委員 0人 推進員 0人） 農業委員： 0 名 推進委員： 0 名
出席職員	事務局長：藤井 学 専門監：江藤 輝幸 主事：池田 真那海
会議録署名委員	5番：曾我 広 6番：黒木 清澄
議事日程	令和7年2月28日（金）1日間
報告	（1） 2月の行事報告について （2） 農地転用事前調査報告（20件） （3） 農家相談日結果報告について（0件） （4） 各委員活動報告について （5） 事務局報告について ① 相続届の提出について ② 合意解約書の提出について ③ 農用地利用集積等促進計画の認可及び公告について
会議事件	議案第 4号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 議案第 5号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について 議案第 6号 農地法第5条の事業計画変更申請の承認について 議案第 7号 非農地証明願いの承認について 議案第 8号 利用状況調査による非農地判断について 議案第 9号 農用地利用集積計画について 議案第10号 農用地利用集積等促進計画について 議案第11号 農地移動適正化あっせん事業の実施について 議案第12号 農地利用最適化推進委員の辞任について
事務局 （事務局長）	おはようございます。ただ今から令和7年2月期の木城町農業委員会定例総会を開始させていただきます。皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。それでは、会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いします。
議長（会長） 久保 一美	<会長より挨拶>

議長（会長） 久保 一美	それでは、ただ今から令和7年2月期の定例総会を開会いたします。 本日の本会議の出席は、農業委員7名全員出席ですので総会は成立しています。農地利用最適化推進委員の出席は7名全員出席ですので、合計14名の出席となります。 議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。 （異議なし） それでは、5番曾我広委員と6番黒木清澄委員によりしくお願いします。 次に、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の江藤専門監と池田主事を指名いたします。 それでは、本会議に入ります。
議長（会長） 久保 一美	議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読をお願いします。
事務局 （事務局長）	それでは、総会資料の12ページをお願いします。議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 次のとおり、許可申請があったので審議を求める。 申請番号1番 権利 使用貸借権 所在 大字高城字城下〇〇番 他2筆 登記簿地目 畑 農振 農振農用地 面積 合計 1,146 m² 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。経営面積 2,884 m² 労力総数 13 申請事由 規模拡大 担当は1番久保委員です。資料につきましては15ページに添付してあります。 申請番号2番 権利 使用貸借権 所在 大字椎木字田畑原〇〇番 他20筆 登記簿地目 田 17筆畑4筆 農振 農振農用地 面積 合計 26,097 m² 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。経営面積 61,441 m² 労力総数 2 申請事由 規模拡大 担当は3番上川委員です。資料につきましては16ページから18ページに添付してあります。 申請番号3番 権利 使用貸借権 所在 大字高城字木寺〇〇番 他2筆 登記簿地目 田 面積 1,130 m² 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。経営面積 0 m² 労力総数 1 申請事由 営農のため 担当は7番西委員です。資料につきましては19ページに添付してあります。 申請番号4番 権利 使用貸借権 所在 大字高城字木寺〇〇番 他1筆 登記簿地目 田 農振 農振農用地 面積 2,130 m² 譲渡人・譲受人につき

事務局 (事務局長)	ましては表記のとおりです。 経営面積 0 m² 労力総数 1 申請事由 営農のため 担当は7番西委員です。資料につきましては19ページに添付してあります。 申請番号5番 権利 賃貸借権 所在 大字椎木字田畑原〇〇番 登記簿地目 畑1筆 農振 農振農用地 面積 2,333 m² 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。経営面積 2,884 m² 労力総数 13 申請事由 規模拡大 担当は5番曾我委員です。資料につきましては20ページに添付してあります。【賃借料】15,000 円/10a 申請番号6番 権利 賃貸借権 所在 大字椎木字田畑原〇〇番 登記簿地目 畑1筆 農振 農振農用地 面積 392 m² 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。経営面積 2,884 m² 労力総数 13 申請事由 規模拡大 担当は5番曾我委員です。資料につきましては20ページに添付してあります。【賃借料】15,000 円/10a 申請番号7番 権利 賃貸借権 所在 大字椎木字田畑原〇〇番 登記簿地目 畑1筆 農振 農振農用地 面積 218 m² 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。経営面積 2,884 m² 労力総数 13 申請事由 規模拡大 担当は5番曾我委員です。資料につきましては20ページに添付してあります。【賃借料】10,000 円/10a 以上です。
議長 (会長) 久保 一美	ありがとうございました。それでは申請番号1番については私が担当ですので説明します。 場所は15ページの地図を見てもらえば分かるように、県道の横ですけども、以前から遊休農地ということで指摘をしてたんですけども、今回借主の会社がここを借りて耕作をしたいということでありまして、荒れていた所は1年間は無償ということで、2年目からは小作料を貰いますということで地主の方と交渉は終わっております。以上です。
議長 (会長) 久保 一美	つづきまして申請番号2番について、担当の3番上川委員から説明をお願いします。
(3番) 上川 安博	はい。この案件は親子関係で今までもずっと作っておられるようですが、特に問題はないかと思います。以上です。
議長 (会長) 久保 一美	ありがとうございました。事務局からは補足はないですか。
事務局 (江藤専門監)	(親から子への使用貸借権設定は) 恐らく農業者年金の関係だと思います。

議長（会長） 久保 一美	農業者年金受給の関係で耕作者を変えるということですね。続きまして申請番号3番4番について、担当の7番西委員から説明します。
(7番) 西 哲郎	はい。この借受人はガソリンスタンドを経営されている方で、石河内で田んぼを作っておられ、トラクターを所有しています。 貸主との契約の経緯は不明ですが、貸主から「作ってくれ」と依頼されたようです。水の心配もあったんですけど大丈夫ということで、借受人が作るようになったようです。以上です。
議長（会長） 久保 一美	ありがとうございました。つづきまして申請番号5番6番7番について、担当の5番曾我委員から説明します。
(5番) 曾我 広	はい。借受人は昨年農地を探しておられました。 借受人の会社社長には、事務所を木城町に構えていただきたいということを申し上げております。5番6番の土地につきましてはロータリーもすぐに作物が出来るような状態です。以上です。
議長（会長） 久保 一美	ありがとうございました。それでは、説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 質疑のある方は挙手の上、申請番号を言われて質疑をお願いします。
2番 後藤 ミホ	よろしいでしょうか。
議長（会長） 久保 一美	後藤委員どうぞ。
(2番) 後藤 ミホ	以前も聞いてるのかもしれないんですけど、申請番号1番と、5番から7番の借主の会社なんですけど、最初の案件も多分田んぼだと思うんですよ、後の案件は畑でどういう作物を作られるのかなと…。以前も県外から来た法人で結局止められた方もいらっしゃるの、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。
議長（会長） 久保 一美	はい。國岡推進委員お願いします。
國岡農地利用 最適化推進委員	はい。(申請番号5番から7番の農地の)流れとしては、農場長が1名常駐していて、その人が作付の準備でロータリーや色々されてるみたいです。甘藷を植える予定みたいです。
議長（会長） 久保 一美	後藤委員よろしいでしょうか。 聞いたところによると申請番号1番の方はサフランを作るということで、他は甘藷のようです。
(2番) 後藤 ミホ	はい、ありがとうございます。

議長（会長） 久保 一美	他に質疑はないでしょうか。 （質疑・意見なし） 質疑がないようですので、お諮りします。議案第４号 農地法第３条の規定による許可申請の承認について 申請番号１番から７番について賛成の方は挙手をお願い致します。 （全員挙手） 全員賛成との事ですので 議案第４号 農地法第３条の規定による許可申請の承認について 申請番号１番から７番につきましては、原案どおり承認可決とします。
議長（会長） 久保 一美	つづきまして、議案第５号 農地法第４条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読をお願い致します。
事務局 （事務局長）	総会資料の２１ページをお願いします議案第５号 農地法第４条の規定による許可申請の承認について 次の通り許可申請があったので、審議を求める。 申請番号１番 所在 大字高城字岩戸〇〇番 他３筆 登記地目 畑 農振農振農用地 面積 合計 5,715 m² 申請人につきましては表記のとおりです。転用形態 一時転用 用途 農地の嵩上げ 施設面積 5,715 m² 事由 農地の嵩上げ 担当委員は、６番黒木委員です。資料は、２２ページから２９ページに添付してあります。 以上です。
議長（会長） 久保 一美	ありがとうございました。それでは事務局から写真説明をお願い致します。
事務局 （池田主事）	（プロジェクターを使用し、写真説明）
議長（会長） 久保 一美	それでは写真説明が終わりましたので、担当の６番黒木委員から補足説明があればお願いします。
（６番） 黒木 清澄	特にありません。
議長（会長） 久保 一美	ちなみに、嵩上げた後は何を作るんでしょうか。

事務局 (江藤専門監)	補足させていただきます。今回、農振農用地の一時転用になります。三年間の一時転用後に農地に戻すということで申請人からお聞きしています。 本来ならば一時転用であっても転用は認められない場所にありますが、段差があり利便性が悪い状況です。嵩上げによりまして利便性が改善されますし、農業振興には繋がるということで、例外規定の「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないこと」に該当すると判断したところです。県にも相談した上で今回申請を提出しております。以上です。
議長（会長） 久保 一美	ありがとうございます。今専門監が言われた文面は資料の 27 ページに添付してありますので、ご確認の程よろしくお願いいたします。 それでは、説明が終わりましたので質疑に入ります。議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について 質疑のある方は挙手のうえ、質疑をお願いします。 (質疑・意見なし) 質疑がないようですので、お諮りします。議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について 申請番号 1 番につきまして賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手) 全員賛成との事ですので 議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について 申請番号 1 番につきましては、原案どおり承認可決とします。
議長（会長） 久保 一美	つづきまして、議案第 6 号 農地法第 5 条の事業計画変更申請の承認についてであります。事務局長の朗読をお願い致します。
事務局 (事務局長)	資料の 30 ページをお願いします。議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてであります。次のとおり、許可申請があったので審議を求める。 申請番号 1 番 権利 賃貸借権 所在 大字高城字諏訪野〇〇番 登記簿地目 田 農振 農振地域 面積 694 m² 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。 転用形態 一時転用 転用用途 車両・機械の回転場の設置 転用施設 車両・機械の回転場の設置 施設面積 252 m² 変更内容 期間の延長 担当委員は、6 番黒木委員です。資料につきましては、31 ページから 44 ページに添付してあります。 以上です。
議長（会長） 久保 一美	ありがとうございました。それでは、担当の 6 番黒木委員から説明をお願いします。

(6 番) 黒木 清澄	特にありません。
議長 (会長) 久保 一美	今回の申請は期間の延長ということで、事務局から補足説明をお願いします。
事務局 (江藤専門監)	はい。3月25日までの一時転用許可だったんですけども、工期が延びるという可能性があるということで、5月25日迄延長ということで相談がありまして、申請を受け付けたところです。以上です。
議長 (会長) 久保 一美	ありがとうございました。それでは、説明が終わりましたので質疑に入ります。議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 質疑のある方は挙手のうえ、質疑をお願いします。 (質疑・意見なし) 質疑が無いようですのでお諮りしたいと思います。議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 申請番号1番につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということでありますので、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 申請番号1番につきましては原案どおり承認可決とします。
議長 (会長) 久保 一美	つづきまして、議案第7号 非農地証明願いの承認についてであります。事務局長の朗読をお願い致します。
事務局 (事務局長)	資料の45ページをお願い致します。議案第7号 非農地証明願いの承認について 非農地証明願いの承認について下記のとおり提出する。 受付番号1番 申請人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字石河内字柳谷〇〇番 地目 田4筆 面積 合計5,921㎡ 現況地目 雑種地 事由 10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地のうち次のすべての要件を満たしている。 (ア) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画における農用地区域の土地でないこと。 (イ) 農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地内でないこと。 (ウ) 集団性のある優良農地でないこと。

	担当委員は、7 番西委員です。資料は、46 ページから 47 ページに添付してあります。 以上です。
議長（会長） 久保 一美	ありがとうございました。それでは、事務局より写真説明をお願い致します。
事務局 （池田主事）	（プロジェクターを使用し、写真説明）
議長（会長） 久保 一美	それでは写真説明が終わりましたので、担当の 7 番西委員から補足説明があればお願いします。
（7 番） 西 哲郎	所有者が若いころは田んぼを耕作していたのですが、最近は作られなくなっています。
議長（会長） 久保 一美	ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。議案第 7 号 非農地証明願いの承認について 質疑のある方は挙手の上、質疑をお願いします。 （質疑・意見なし） 質疑が無いようですので、お諮りします。議案第 7 号 非農地証明願いの承認についてであります。受付番号 1 番につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成ということですので、議案第 7 号 非農地証明願いの承認について、受付番号 1 番につきましては承認可決とします。
議長（会長） 久保 一美	つづきまして、議案第 8 号 非農地の判断についてであります。事務局長の朗読をお願い致します。
事務局 （事務局長）	資料の 48 ページをお願い致します。議案第 10 号 非農地の判断について農地として使用することが困難な以下の土地について、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しないことについて決定を求める。 番号 28 所在 大字石河内字大戸〇〇番 登記簿地目 田 地積 1,758 m² 農振 無指定 所有者につきましては表記のとおりです。調査年月日 令和 7 年 2 月 20 日 農地の状況 山林 担当委員は、7 番西委員です。 番号 29 所在 大字石河内字大戸〇〇番 登記簿地目 畑 地積 156 m²

事 務 局 (事務局長)	農振 無指定 所有者につきましては表記のとおりです。調査年月日 令和 7 年 2 月 20 日 農地の状況 山林 担当委員は、7 番西委員です。 番号 30 所在 大字石河内字大戸〇〇番 登記簿地目 田 地積 1,399 m² 農振 無指定 所有者につきましては表記のとおりです。調査年月日 令和 7 年 2 月 20 日 農地の状況 山林 担当委員は、7 番西委員です。 番号 31 所在 大字石河内字大戸〇〇番 登記簿地目 畑 地積 323 m² 農振 無指定 所有者につきましては表記のとおりです。調査年月日 令和 7 年 2 月 20 日 農地の状況 山林 担当委員は、7 番西委員です。 番号 32 所在 大字石河内字大戸〇〇番 登記簿地目 田 地積 3,734 m² 農振 無指定 所有者につきましては表記のとおりです。調査年月日 令和 7 年 2 月 20 日 農地の状況 山林 担当委員は、7 番西委員です。 番号 33 所在 大字石河内字糸山〇〇番 登記簿地目 田 地積 1,834 m² 農振 無指定 所有者につきましては表記のとおりです。調査年月日 令和 7 年 2 月 20 日 農地の状況 山林 担当委員は、7 番西委員です。 番号 34 所在 大字石河内字糸山〇〇番 登記簿地目 田 地積 3,091 m² 農振 無指定 所有者につきましては表記のとおりです。調査年月日 令和 7 年 2 月 20 日 農地の状況 山林 担当委員は、7 番西委員です。 番号 35 所在 大字石河内字糸山〇〇番 登記簿地目 畑 地積 1,046 m² 農振 無指定 所有者につきましては表記のとおりです。調査年月日 令和 7 年 2 月 20 日 農地の状況 山林 担当委員は、7 番西委員です。 番号 36 所在 大字石河内字糸山〇〇番 登記簿地目 畑 地積 708 m² 農振 無指定 所有者につきましては表記のとおりです。調査年月日 令和 7 年 2 月 20 日 農地の状況 山林 担当委員は、7 番西委員です。 番号 37 所在 大字石河内字糸山〇〇番 登記簿地目 田 地積 934 m² 農振 無指定 所有者につきましては表記のとおりです。調査年月日 令和 7 年 2 月 20 日 農地の状況 山林 担当委員は、7 番西委員です。 番号 38 所在 大字石河内字糸山〇〇番 登記簿地目 田 地積 56 m² 農振 無指定 所有者につきましては表記のとおりです。調査年月日 令和 7 年 2 月 20 日 農地の状況 山林 担当委員は、7 番西委員です。
-----------------	--

事務局 (事務局長)	番号 39 所在 大字石河内字糸山〇〇番 登記簿地目 田 地積 1,579 m² 農振 無指定 所有者につきましては表記のとおりです。調査年月日 令和 7 年 2 月 20 日 農地の状況 山林 担当委員は、7 番西委員です。 番号 40 所在 大字石河内字糸山〇〇番 登記簿地目 田 地積 417 m² 農振 無指定 所有者につきましては表記のとおりです。調査年月日 令和 7 年 2 月 20 日 農地の状況 山林 担当委員は、7 番西委員です。 番号 41 所在 大字石河内字糸山〇〇番 登記簿地目 田 地積 178 m² 農振 無指定 所有者につきましては表記のとおりです。調査年月日 令和 7 年 2 月 20 日 農地の状況 山林 担当委員は、7 番西委員です。 番号 42 所在 大字石河内字糸山〇〇番 登記簿地目 畑 地積 1,127 m² 農振 無指定 所有者につきましては表記のとおりです。調査年月日 令和 7 年 2 月 20 日 農地の状況 山林 担当委員は、7 番西委員です。 番号 43 所在 大字石河内字糸山〇〇番 登記簿地目 田 地積 1,323 m² 農振 無指定 所有者につきましては表記のとおりです。調査年月日 令和 7 年 2 月 20 日 農地の状況 山林 担当委員は、7 番西委員です。 番号 41 所在 大字石河内字糸山〇〇番 登記簿地目 田 地積 1,354 m² 農振 無指定 所有者につきましては表記のとおりです。調査年月日 令和 7 年 2 月 20 日 農地の状況 山林 担当委員は、7 番西委員です。 全部で 17 筆ございます。全て登記簿地目は田、現況地目は山林となっており、地積合計が 21,017 m²となっています。 以上です。
議長 (会長) 久保 一美	ありがとうございます。事務局から写真説明をお願いします。
事務局 (江藤専門監) (池田主事)	(プロジェクターを使用し、写真説明)
議長 (会長) 久保 一美	この案件に関しては、7 番西委員が担当ですけれども補足はないでしょうか。
(7 番) 西 哲郎	特にありません。全部山の中なので。

議長（会長） 久保 一美	ありがとうございました。それでは説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。 議案第 8 号 非農地の判断について、質疑のある方は挙手の上、番号を言われてから質疑をお願いします。 （質疑・意見なし） 質疑が無いようですので、お諮りします。議案第 8 号 非農地の判断についてであります。番号 28 番から 44 番につきまして、賛成の方は挙手をお願い致します。 （全員挙手） 全員賛成ということですので、議案第 8 号 非農地の判断について、番号 28 番から 44 番につきましては承認可決とします。
議長（会長） 久保 一美	つづきまして、議案第 9 号 農用地利用集積計画についてであります。事務局長の朗読をお願い致します。
事務局 （事務局長）	資料の 55 ページをお願いします。議案第 9 号 農用地利用集積計画について 次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。 ＜権利種別：所有権移転＞ 申請番号 2 番 所在 大字高城字外堀〇〇番 他 3 筆 登記簿地目 田 4 筆 農振 農振農用地 面積 合計 2,881 ㎡ 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。 経営面積 56,299 ㎡ 利用目的 水稻 売買価格 864,300 円/全部 移転時期・引渡時期 令和 7 年 3 月 12 日 担当は 6 番黒木委員です。資料は、56 ページに添付してあります。 以上です。
議長（会長） 久保 一美	ありがとうございました。それでは担当の 6 番黒木委員から説明をお願い致します。
（6 番） 黒木 清澄	はい。譲渡人の方から土地を買ってほしいということで話があったみたいです。1 反当たり 30 万円です。
議長（会長） 久保 一美	久保田推進委員からは何かないですか。

久保田農地利用 最適化推進委員	特にありません。
議長（会長） 久保 一美	ありがとうございました。それでは、説明が終わりましたので質疑に入ります。議案第 9 号 農用地利用集積計画について、質疑のある方は挙手の上、質疑をお願いします。 （質疑なし） 質疑がないようですので、お諮りしたいと思います。議案第 9 号 農用地利用集積計画についてであります。（所有権移転）申請番号 2 番について、賛成の方は挙手をお願い致します。 （全員挙手） 全員賛成との事ですので、議案第 9 号 農用地利用集積計画について、（所有権移転）申請番号 2 番につきましては承認可決とします。
議長（会長） 久保 一美	つづきまして、議案第 10 号 農用地利用集積等促進計画についてであります。事務局長の朗読をお願いします。
事務局 （事務局長）	資料の 57 ページをお願いします。議案第 10 号 農用地利用集積等促進計画について 次のとおり、促進計画案について審議を求める。 ＜権利種別：貸借権設定＞ 申請番号 116 番 所在 大字高城字鳥居久保〇〇番 他 1 筆 登記簿地目 畑 2 筆 農振 農振農用地 面積 合計 2,036 m² 作物 露地野菜 対価 8,000 円/10a 形態 賃貸借権 渡し人・受け人につきましては表記のとおりです。始期・終期 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日 公告予定日 令和 7 年 4 月 1 日 資料は、61 ページに添付してあります。 申請番号 117 番 所在 大字高城字乙王丸〇〇番 他 2 筆 登記簿地目 田 3 筆 農振 農振農用地 面積 合計 2,492 m² 作物 水稻 対価 15,000 円/全部 形態 賃貸借権 渡し人・受け人につきましては表記のとおりです。始期・終期 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日 公告予定日 令和 7 年 4 月 1 日 資料は、62 ページに添付してあります。 申請番号 118 番 所在 大字高城字東宮田〇〇番 他 9 筆 登記簿地目 田 農振 農振農用地 面積 合計 10,033 m² 作物 水稻 対価 10,000 円/10a 形態 賃貸借権 渡し人・受け人につきましては表記のとおりです。始

事務局 (事務局長)	期・終期 令和7年4月1日から令和12年3月31日 公告予定日 令和7年4月1日 資料は、62、63ページに添付してあります。
	申請番号 119 番 所在 大字高城字竹ノ本〇〇番 他 2 筆 登記簿地目 田 3 筆 農振 農振農用地 面積 合計 1,855 m² 作物 ブッキーニ 対価 10,000 円・25,000 円 (ハウス) /10a 形態 賃貸借権 渡し人・受け人につきましては表記のとおりです。 始期・終期 令和7年4月1日から令和12年3月31日 公告予定日 令和7年4月1日 資料は、62ページに添付してあります。
	申請番号 120 番 所在 大字高城字竹ノ本〇〇番 他 4 筆 登記簿地目 農振 農振農用地 面積 合計 2,579 m² 作物 水稻 対価 10,000 円/10a 形態 賃貸借権 渡し人・受け人につきましては表記のとおりです。 始期・終期 令和7年4月1日から令和12年3月31日 公告予定日 令和7年4月1日 資料は、62ページに添付してあります。
	申請番号 121 番 所在 大字椎木字大多賀平〇〇番 登記簿地目 田 1 筆 農振 農振農用地 面積 1,494 m² 作物 水稻 対価 10,000 円/10a 形態 賃貸借権 渡し人・受け人につきましては表記のとおりです。 始期・終期 令和7年4月1日から令和12年3月31日 公告予定日 令和7年4月1日 資料は、64ページに添付してあります。
	申請番号 122 番 所在 大字椎木字百合名〇〇番 他 5 筆 登記簿地目 田 農振 農振農用地 面積 6,084 m² 作物 水稻 対価 10,000 円/10a 形態 賃貸借権 渡し人・受け人につきましては表記のとおりです。 始期・終期 令和7年4月1日から令和12年3月31日 公告予定日 令和7年4月1日 資料は、65ページに添付してあります。
	申請番号 123 番 所在 大字椎木字赤坂〇〇番 登記簿地目 畑 1 筆 農振 農振農用地 面積 10,328 m² 作物 甘藷 対価 15,000 円/10a 形態 賃貸借権 渡し人・受け人につきましては表記のとおりです。 始期・終期 令和7年4月1日から令和12年3月31日 公告予定日 令和7年4月1日 資料は、66ページに添付してあります。
	申請番号 124 番 所在 大字椎木字八反畑〇〇番 他 5 筆 登記簿地目 田 農振 農振農用地 面積 7,589 m² 作物 水稻 対価 10,000 円/10a 形態 賃貸借権 渡し人・受け人につきましては表記のとおりです。 始期・終期 令和7年4月1日から令和12年3月31日 公告予定日 令和7年4月1日 資料は、67ページに添付してあります。

事務局 (事務局長)	申請番号 116 番から 124 番の案件につきましては、農地中間管理事業での賃貸借契約となります。転貸人は全て公益社団法人宮崎県農業振興公社となっており、2 月 20 日に公社の審査会で全て可決されております。合計で、田 34 筆 32,126 m²、畑 3 筆 12,364 m²の集積面積となっております。今回の促進計画案の参考資料を 68 ページから 70 ページに掲載しております。 以上です。
議長 (会長) 久保 一美	ありがとうございました。尚、議案第 10 号につきましては農地中間管理事業ということで、説明は省かせていただきます。 それでは質疑に入りたいと思います。議案第 10 号 農用地利用集積等促進計画について 質疑のある方は挙手の上、申請番号を言われてから質疑をお願いします。 (質疑なし) 質疑がないようですのでお諮りしたいと思います。議案第 10 号 農用地利用集積等促進計画について 申請番号 116 番から 124 番につきまして賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手) 全員賛成との事ですので、議案第 10 号 農用地利用集積等促進計画について 申請番号 116 番から 124 番につきましては承認可決とします。
議長 (会長) 久保 一美	つづきまして、議案第 11 号 農地移動適正化あっせん事業の実施についてであります。事務局長の朗読をお願いします。
事務局 (事務局長)	資料の 71 ページをお願いします。議案第 11 号 農地移動適正化あっせん事業の実施についてであります。 受付番号 2 番 申請人につきましては表記のとおりです。所在 大字高城字西ヶ原〇〇番 他 1 筆 登記簿地目 畑 地積 合計 2,012 m² 指名委員 農業委員、最適化推進委員 各 1 名ずつ 実施形態 売買 希望価格 40 万円/10a 資料は、72 ページに添付してあります。
事務局 (江藤専門監)	補足説明します。この申請人は農地を集約したいということで今回の農地のあっせん相談がありました。売買価格は 40 万ということで、これは申請人の申し出た価格です。購入者がいない場合は賃借も可能ということですが、賃借もなければ自分で管理するということでした。
議長 (会長) 久保 一美	ありがとうございました。地区からみて黒木委員と久保田推進委員になりますけど、よろしいでしょうか。

(6 番) 黒木 清澄	はい。
久保田農地利用 最適化推進委員	はい。
議長 (会長) 久保 一美	それでは、議案第 11 号 農地移動適正化あっせん事業の実施について、あっせん指名委員として黒木委員と久保田推進委員で承認していただけますでしょうか。賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手) ありがとうございます。全員賛成という事でありますので、そのように取り扱わせていただき承認可決と致します。
議長 (会長) 久保 一美	つづきまして、議案第 12 号 農地利用最適化推進委員の辞任についてであります。対象の委員は退席をお願いします。 <議事参与関係委員退席> 事務局長の朗読をお願いします。
事務局 (事務局長)	資料の 73 ページをお願いします。議案第 12 号 農地利用最適化推進委員の辞任について 下記の委員から木城町農地利用最適化推進委員を辞任したい旨届けがありましたので、農業委員会等に関する法律 (昭和 26 年法律第 88 号) 第 23 条の規定に基づき農業委員会の同意を求める。 (辞任する農地利用最適化推進委員の住所・氏名朗読)
議長 (会長) 久保 一美	ありがとうございました。残念なことですけれども辞任をしたいということで、ご本人から出ておりますので承認をしなくてはいけませんからよろしく願いします。 今説明がありました通り、2 月 28 日をもって辞任するということで賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。 (全員挙手) 全員賛成との事ですので、議案第 12 号 農地利用最適化推進委員の辞任については承認されました。
事務局 (事務局長)	今辞任につきましてご承認をいただきました。ありがとうございました。残念なんです、ここで最適化推進委員に欠員が生じます。欠員について本町の条例とか規則では特段謳われた規定が何もございません。他町とか県外の事例

事務局 (事務局長)	を見るとやはり欠員のまま行くという事例もございました。県の方に助言もいただいたんですが、例えば担当地区の所掌事務を適切に行えない場合については補充をした方がいいということではありました。但し何の規定もございません。 そこで会長ともご相談をしました結果ですね、担当地区が中之又地区で筆数も600台と少なく、農地の立地条件等も限られた範囲内であるということも踏まえ、周りの委員さんとか事務局の方で協力をしながら所掌事務を行っていくという結論に達しまして、次の任期まで欠員のままという運営の対応を取らせていただきたいと思いますと考えております。
議長(会長) 久保 一美	ありがとうございました。今説明がありました通りあと1年4ヶ月くらいありますけれども、皆さんでバックアップしていただいて、特に石河内、中之又は西委員がやっておりますので、協力体制で1年4ヶ月乗り越えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 <議事参与関係委員着席>
協議会	1 3月の行事予定について 2 その他
議長(会長) 久保 一美	以上をもちまして、令和7年2月期の定例総会を閉会します。
	この会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名いたします。 議長 久保 一美 署名委員 曾我 広 署名委員 黒木 清澄